

第 12 回共同ワーキング・チーム（事業報告書に係る論点のたたき台）

1. 前回までの議論及び今回のワーキング・チームにおける検討内容

- ✓ これまで、第 6 回会計基準等部会及び第 11 回共同ワーキング・チームにおいて、「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」（平成 29 年 9 月 1 日。以下「基本的な指針」という。）を前提に、事業報告書の見直しの検討方針や、記載事項として想定される情報などを議論してきた。（演繹的な検討）
- ✓ その際、財務報告と事業報告書、財務諸表及び業務実績等報告書との関係を整理すべきことや、まずは法人への実態調査（例：任意作成している書類も含めた既存の公表資料の把握。既存の公表資料間の繋がり の把握）を実施すべきこと、その上で、その他利用者への確認も実施すべきことなどについて議論された。（帰納的な検討）
- ✓ 前回までの議論を踏まえて、独立行政法人への訪問（8 法人を予定）及び全ての独立行政法人（87 法人）を対象としたアンケートを実施した。
- ✓ 本日の検討では、事業報告書の検討の前提、利用者、役割等の検討内容ごとに、前回までの議論の内容及び法人への実態調査の結果等を踏まえて、更に議論を深めるものである。
- ✓ なお、共同ワーキング・チームの成果物の取りまとめにあたっては、主務大臣及び独立行政法人評価制度委員会等の「外部評価・監督者」への意見照会（各府省意見照会）やパブリック・コメントを実施することでその他利用者からの意見を取り入れることも想定される。

（参考）「基本的な指針」（下線部は事務局が加筆）

財務報告利用者の情報ニーズ

BC2.15

独立行政法人には、債券を発行している法人等を除き、基本的に情報仲介者（例えば、格付・評価機関、アナリスト）が存在しない。

ただし、財務報告利用者のうち、納税者やサービス受益者としての国民と比較して、外部評価・監督者は、独立行政法人に関するより詳細な情報の入手が可能であり、より独立行政法人の近くに位置することから、財務報告を利用して独立行政法人の評価等を行い、その結果を国民等に対して発信することで財務報告の理解を促進させる情報仲介の機能を有するものと整理できる。

2. 事業報告書の検討の前提（①財務諸表及び決算報告書との関係）

- ✓ 第 6 回会計基準等部会及び第 11 回共同ワーキング・チームでの議論のとおり、事業報告書の記載事項については「基本的な指針」を前提に検討する。

- ✓ 「基本的な指針」は、一般目的財務報告を対象としている。また、「基本的な指針」は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）に定められた独立行政法人制度を前提に取りまとめられており、通則法第 38 条第 1 項の「財務諸表」をその基本的な情報としている。

(参考)「基本的な指針」(下線部は事務局が加筆)

本指針の性格と取扱い

8

本指針は、独立行政法人の財務報告の基礎にある前提や概念を体系化したものである。また、今後の独立行政法人会計基準及び関係通知の改訂等に当たっての基本的な指針を提示するものであり、独立行政法人会計基準及び関係通知に定められていない財務報告上の論点を取り扱う際に参照されるものである。

11

本指針は、広範囲の財務報告利用者に共通する情報ニーズを満たす一般目的財務報告を対象としており、特別目的財務報告を含めていないが、特定の情報ニーズを満たす財務報告の作成を要求できない利用者に対しても一定範囲の報告を果たすことができる。

財務報告の範囲

2.6

独立行政法人が公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業を行うことや、財務情報だけでは成果情報が提供されないという特性を有することを踏まえれば、独立行政法人の財務報告には、財務情報のみならず、非財務情報も含める必要があり、また過去・現在・将来の時点を踏まえた情報提供が有用となる。

独立行政法人の財務報告で提供される情報には、財務報告の基本的な情報である財務諸表や、財務諸表に由来する情報、財務諸表をより有用にする情報が含まれると整理した。

財務報告利用者は、独立行政法人の財務報告が、財務報告利用者が求める全ての情報ニーズを満たすものではないことや、財務報告が利用者の便益と情報の作成コストとを踏まえて提供されることなど、財務報告の限界にも留意する必要がある

- ✓ 通則法第 38 条第 2 項の「事業報告書」及び「決算報告書」は、「財務諸表」に添付して主務大臣に提出され、また、同条第 3 項で、「各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。」とされていることに着目すると、これらも一般目的財務報告と考えられるのではないか。

(参考)通則法(下線部は事務局が加筆)

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告(次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。)を添付しなければならない。
- 3 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

- ✓ 「基本的な指針」における財務報告の範囲及び財務報告で提供される情報は、財務諸表を基本的な情報としつつ、過去・現在・将来の時点を踏まえた財務情報・非財務情報を含む情報であり、財務諸表及び決算報告書ではこれらを満たす情報提供をなし得ない。
- ✓ このため、事業報告書において、一般目的財務報告として網羅的に「財務報告で提供される情報」を記載するとともに、財務諸表及び決算報告書の概要情報（又は要約情報）を記載する形で両者の繋がりを持たせることで、報告書間の役割分担をすることが考えられるのではないか。
- ✓ 以上の整理は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)によって、「事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行う」とされていること、また現行の事業報告書の冒頭に「国民の皆様へ」と記載していることとも整合するのではないか。

3. 事業報告書の検討の前提（②業務実績等報告書との関係）

- ✓ 通則法第 32 条第 2 項等の報告書（以下「業務実績等報告書」という。）は、主務大臣の評価を受けるとともに、事業年度の終了後 3 ヶ月以内に主務大臣に提出することが求められている。（これは、「事業報告書」の提出期限と同じである。）

(参考)通則法(下線部は事務局が加筆)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十二条 中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一～三 (略)

- 2 中期目標管理法人は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

- ✓ また、法人が通則法第 32 条第 2 項等に基づき作成する「自ら評価を行った結果を明らかにした報告書」は、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 27 年 5 月 25 日改定）において、主務大臣による法人の評価に当たって活用されるものと位置付けられている。

(参考)独立行政法人の評価に関する指針(下線部は事務局が加筆)

2 評価の指針を策定する目的及び評価の指針の策定の基本的考え方

本指針は以下の考え方の下に策定されたものであり、主務大臣はこれに基づき評価を実施しなければならない。

(8)評価に当たっては、法人が通則法第 32 条第2項、第 35 条の6第3項及び第4項、第 35 条の 11 第3項及び第4項に基づき作成する、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書(以下「自己評価書」という。)を活用して評価するものとする。

- ✓ よって、業務実績等報告書は、主務大臣が第一義的な利用者と想定される。
- ✓ また、「基本的な指針」を踏まえると、一般目的財務報告においても「業績の適正な評価に資する情報」が提供される。これは、独立行政法人は財務情報だけでは成果情報が提供されないため、財務情報だけでは独立行政法人の業績を適正に評価できるものではなく、非財務情報も利用して評価する必要があるためである。
- ✓ このため、業務実績等報告書と一般目的財務報告である事業報告書とは、「業績情報の提供」という面で共通する。
- ✓ 現行の事業報告書では、以下のとおり業績に関する情報が提供されている。

(参考)事業報告書の記載事項(平成 27 年3月 24 日事務連絡)(下線部は事務局が加筆)

【事業報告書の記載事項】

5. 事業の説明

(2)財務情報及び業務実績の説明

各事業に要する財源とコストを対比させるなど、財務データ及び業務実績報告書を活用した事業内容の説明

- ✓ なお、法人訪問及びアンケートの結果、業務実績等報告書との関係については、情報の重複感や作業負担、役割分担、記載内容の整合性、作業スケジュールについての意見・質問があった。
- ✓ 以上を踏まえると、両者の関係について、業務実績等報告書では、主務大臣による法人の評価に資するための業績情報の「詳細」を含めた情報が提供されれば、事業報告書では、一般目的財務報告の観点から業績情報の「概要等」に焦点を当てた情報が提供されると整理できるのではないか。(なお、業務実績等報告書は共同ワーキング・チームにおける直接の検討対象ではない。)

4. 事業報告書の検討の前提（③アニュアル・レポート等との関係）

- ✓ 通則法第 38 条第 2 項では、事業年度の終了後 3 ヶ月以内に事業報告書を作成することが求められており、これは全法人に一律的に求められることから、「適時な情報提供」が求められている。
- ✓ また、事業報告書で提供される情報には、独立行政法人が最低限記載すべき事項が含まれるため、全法人が共通の情報提供をするという観点から、「比較可能性」を有するものとなる。
- ✓ さらに、事業報告書は監事の監査対象になり、また会計監査人の監査対象（会計に関する部分に限る。）にもなることで「信頼性」が付与され、「公平な情報提供」が行われる。

（参考）通則法（下線部は事務局が加筆）

（役員の職務及び権限）

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2, 3（略）

4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

5（略）

6 監事は、独立行政法人が次に掲げる書類を主務大臣に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

- 一 この法律の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
- 二 その他主務省令で定める書類

7～9（略）

（会計監査人の監査）

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2（略）

- ✓ 以上の点が、事業報告書と法人で任意公表されている法人説明用のパンフレットや、法人の財務・事業状況等をまとめた報告書（アニュアル・レポート、ファイナンス・レポート等の名称で作成している法人あり。以下「アニュアル・レポート等」という。）と異なる大きな特徴と考えられるのではないかと。
- ✓ なお、法人訪問の結果、アニュアル・レポート等を作成済みである法人において、事業報告書を見直す理由に関する質問があった。

5. 事業報告書の利用者

- ✓ 「基本的な指針」では、主要な財務報告利用者をサービス受益者、資金提供者、外部評価・監督者、法人内部利用者として4分類しており、これらを含めた財務報告利用者として「国民その他の利害関係者」と記載している。

(参考)「基本的な指針」(下線部は事務局が加筆)

設定の趣旨と経緯

6

PDCA サイクルの強化、自律的なマネジメントといった平成 25 年閣議決定の改革の成果を十分に発揮するためには、国民その他の利害関係者が独立行政法人の財務報告をより一層活用することが求められている。

このため、独立行政法人の会計制度を取り巻く環境の変化に伴う課題も踏まえて、独立行政法人制度の根幹に立ち返った理論的・体系的な整理を行い、財務情報のみならず、非財務情報も含めた独立行政法人の「財務報告」の在り方を整理する必要がある。

- ✓ 現行の独立行政法人会計基準においても、財務報告利用者を「国民その他の利害関係者」と記載している。

(参考)独立行政法人会計基準について(平成 12 年2月 16 日 独立行政法人会計基準研究会)(下線部は事務局が加筆)

1 「独立行政法人会計基準」設定の経緯

独立行政法人会計基準研究会(以下「研究会」と略称。)は、総務庁長官の委嘱を受けた会計、財政等の学識経験者によって構成され、総務総括政務次官主宰のもと、平成11年3月30日の初会合から月1回、平成12年2月16日まで合計12回の会合を開催した。

独立行政法人の会計は、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号。以下「基本法」と略称。)第38条第3号及び独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」と略称。)第37条において、原則として企業会計原則によることとされている。これを受け、研究会では、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等の独立行政法人の特殊性を踏まえつつ、その財務情報を国民その他の利害関係者にわかりやすい形で適切に開示するため、独立行政法人にふさわしい会計基準について、専門的な見地から包括的かつ詳細に検討を加えてきた。

- ✓ 独立行政法人制度創設当時における、独立行政法人の主要な財務報告利用者として、具体的には納税者、寄附者、債権者、サービス利用者、評価委員会、管理者等が想定されていた。(第1回共同ワーキング・チーム【資料5】独立行政法人会計基準に係る中長期課題に関する論点)
- ✓ 以上を踏まえると、事業報告書の主要な利用者については「基本的な指針」と同様に、サービス受益者、資金提供者、外部評価・監督者、法人内部利用者に4分類され、これらを含めて「国民その他の利害関係者」と整理できるのではないか。

- ✓ なお、法人訪問の結果、事業報告書の利用者について、一義的には提出先である主務大臣としている法人が多かったが、上記整理について特段異論は見受けられなかった。

6. 事業報告書の役割

＜「基本的な指針」及び平成 25 年閣議決定を踏まえた役割＞

- ✓ 事業報告書の役割については、「基本的な指針」や「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえて検討する必要があるのではないか。

(参考)「基本的な指針」(下線部は事務局が加筆)

財務報告の目的・機能

2.4

独立行政法人の財務報告は、法人の長の説明責任目的と財務報告利用者の意思決定目的に関して有用な情報を提供するものである。

独立行政法人制度と独立行政法人会計基準の経緯

BC1.5

独立行政法人制度創設から 10 年以上経過したところで、国の政策を実現するための実施機関として、独立行政法人は各方面で成果を上げた一方、様々な問題点が指摘されたことを踏まえ、独立行政法人改革の集大成として、平成 25 年閣議決定が取りまとめられ、本閣議決定を踏まえて平成 26 年改正通則法が平成 27 年 4 月から施行された。

今回の独立行政法人改革の主な目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図ることであった。

(参考)「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(下線部は事務局が加筆)

I 独立行政法人改革の基本的な方向性

○ 今回の改革の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などにより官の肥大化防止・スリム化を図ることである。

- ✓ これらの整理について、国際統合報告評議会（IIRC）が公表した「国際統合報告フレームワーク」（2013 年 12 月）にも似た表現での記載が見受けられる。

(参考)国際統合報告フレームワーク(下線部は事務局が加筆)

要旨

フレームワーク

フレームワークの目的は、統合報告書の全般的な内容を統括する指導原則及び内容要素を規定し、それらの基礎となる概念を説明することである。

- ・ フレームワークは主として、民間の、あらゆる規模の営利企業を対象として記述されているものであるが、公的セクター及び非営利組織への適用も(必要に応じて修正することによって)可能である。

1.フレームワークの利用

1.1 統合報告書は、組織の外部環境を背景として、組織の戦略、ガバナンス、実績、及び見通しが、どのように短、中、長期の価値創造を導くかについての簡潔なコミュニケーションである。

1.7 統合報告書の主たる目的は、財務資本の提供者に対し、組織が長期にわたりどのように価値を創造するかについて説明することである。それゆえ、統合報告書には、関連する財務情報とその他の情報の両方が含まれる。

<「利用者のニーズ」を踏まえた役割>

- ✓ 事業報告書の利用者のニーズは画一的で固定的なものではなく、多様性があるため流動的でもあるから、提供すべき情報は継続的に見直す必要がある。また、このような事業報告書の役割を踏まえると、事業報告書の作成に当たって、形式的・定型的な記載が多くなること(ボイラープレート化)を防止するために、何らかの対策をすべきと言えるのではないか。
- ✓ 継続的な見直しや形式的・定型的な記載については、例えば、以下のような対策が考えられるのではないか。
 - ・ 単に(事後的な)報告書の内容の見直しにとどまらず、特にミッションの達成に向けたガバナンス体制の構築が重要であり、法人内部のみならず、法人外部(例:主務大臣、独立行政法人評価制度委員会)も視野に入れてガバナンス体制の構築がなされることで、国民その他の利害関係者の視点も踏まえた対応が可能となる
 - ・ 後述の「7. プラットフォーム」に関連して、事業報告書とその他報告書等との関係を踏まえた役割分担を意識することで、継続的な見直しに関する示唆を与え、これにより報告書等の作成に関する作業負担の緩和に繋げる
 - ・ 利用者のニーズを踏まえると、前事業年度に記載していた情報について、当事業年度では不要な情報として削除すべき場合があるなど、単に情報量を増やすだけではなく、減らすことについても対策
 - ・ 当事業年度の主なトピックを事業報告書の冒頭に記載することや、事業報告書の標準的な様式を定めて比較可能性を担保すること

- ✓ 以上を踏まえると、事業報告書の役割は以下のように考えられるのではないかな。

- ・ 独立行政法人が、国民その他の利害関係者に対し、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、どのように法人の政策実施機能を発揮したのか（また発揮するのか）説明すること
- ・ 事業報告書の作成・公表を通じて、国民その他の利害関係者により、法人の姿が改めて見直されるなど、独立行政法人の業務運営の継続的な改善に資すること

- ✓ なお、法人訪問及びアンケートの結果、事業報告書の役割に関連して、事業報告書とその他報告書等との役割分担に関する意見・質問があった（後述の「プラットフォーム」も参照）。

7. 作成の目安となる考え方（総論）

- ✓ これまでの共同ワーキング・チームにおける議論を振り返ると、事業報告書の作成に当たっての目安となる考え方は、以下のように整理できるのではないかな。

- ・ 利用者のニーズに沿う情報を提供すること
- ・ 重要な情報に焦点をあてた情報を提供すること（重要性）
- ・ 情報間の繋がりを意識して情報提供すること（ストーリー性）
- ・ 事業報告書とその他報告書等との繋がりを示すこと（プラットフォーム）
- ・ 簡潔・明瞭に情報提供すること
- ・ 信頼できる情報を提供すること（忠実な表現など）
- ・ 比較可能な情報を提供すること
- ・ 適時に情報を提供すること
- ・ 利用者の便益と情報の作成コストとを踏まえて情報提供すること
- ・ 利用・加工しやすい情報を提供すること

- ✓ 作成の目安となる考え方は、単純に全てを満たすことが求められるのではなく、これらのバランスを踏まえた検討が求められるのではないかな。

- ✓ 国際公会計基準審議会（IPSASB）が公表した「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク」（最終公表 2014 年 10 月）では、質的特性（目的適合性、忠実な表現、理解可能性、適時性、比較可能性、検証可能性）と、一般目的財務報告書に含まれる情報の制約条件（重要性、コスト対便益、質的特性の間のバランス）が設けられている。

- ✓ また、国際統合報告フレームワークでは、指導原則（戦略的焦点と将来志向、情報の結合性、ステークホルダーとの関係性、重要性、簡潔性、信頼性と完全性、首

尾一貫性と比較可能性) が設けられている。

(参考)国際統合報告フレームワーク

要旨

指導原則

次に示す指導原則は、報告書の内容及び情報の開示方法に関する情報を提供することによって、統合報告書の作成の基礎を提供する。

- ・ 戦略的焦点と将来志向: 統合報告書は、組織の戦略、及びその戦略がどのように組織の短、中、長期の価値創造能力や資本の利用及び資本への影響に関連するかについての洞察を提供する。
- ・ 情報の結合性: 統合報告書は、組織の長期にわたる価値創造能力に影響を与える要因の組合せ、相互関連性、及び相互関係の全体像を示す。
- ・ ステークホルダーとの関係性: 統合報告書は、組織と主要なステークホルダーとの関係性について、その性格及び質に関する洞察を提供すると同時に、組織がステークホルダーの正当なニーズと関心及び期待をどのように、どの程度理解し、考慮し、それに対応しているかについての洞察を提供する。
- ・ 重要性: 統合報告書は、組織の短、中、長期の価値創造能力に実質的な影響を与える事象に関する情報を開示する。
- ・ 簡潔性: 統合報告書は、簡潔なものとする。
- ・ 信頼性と完全性: 統合報告書は、重要性のある全ての事象を、正と負の両面につきバランスのとれた方法によって、かつ重要な誤りがない形で含む。
- ・ 首尾一貫性と比較可能性: 統合報告書の情報は: (a) 期間を超えて首尾一貫し、(b) 組織の長期にわたる価値創造能力にとって重要性のある範囲において、他の組織との比較を可能にする方法によって、表示する。

- ✓ なお、法人訪問及びアンケートの結果、作成の目安となる考え方（後述の「重要性、ストーリー性、プラットフォーム」を除く）に関連して、記載の継続性（目標期間中）に関する意見・質問があった。

8. 作成の目安となる考え方（各論① 重要性）

- ✓ 「6. 事業報告書の役割」では、「独立行政法人が、国民その他の利害関係者に対し、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、どのように法人の政策実施機能を発揮したのか（また発揮するのか）説明すること」と整理した。
- ✓ 一方、「基本的な指針」では、財務報告で提供される情報には、財務報告の基本的な情報である財務諸表や、財務諸表に由来する情報、財務諸表をより有用にする情報が含まれると整理している。

(参考)「基本的な指針」(下線部は事務局が加筆)

財務報告の範囲

2.6

独立行政法人が公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業を行うことや、財務情報だけでは成果情報が提供されないという特性を有することを踏まえれば、独立行政法人の財務報告には、財務情報のみならず、非財務情報も含める必要があり、また過去・現在・将来の時点を踏まえた情報提供が有用となる。

独立行政法人の財務報告で提供される情報には、財務報告の基本的な情報である財務諸表や、財務諸表に由来する情報、財務諸表をより有用にする情報が含まれると整理した。

財務報告利用者は、独立行政法人の財務報告が、財務報告利用者が求める全ての情報ニーズを満たすものではないことや、財務報告が利用者の便益と情報の作成コストとを踏まえて提供されることなど、財務報告の限界にも留意する必要がある。

- ✓ 以上を踏まえると、事業報告書における「重要性」は以下のように考えられるのではないかと。
 - ・ 独立行政法人が、国民その他の利害関係者に対し、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、どのように法人の政策実施機能を発揮したのか(また発揮するのか) 説明する中で重要と判断される情報
 - ・ 財務諸表を財務報告(事業報告書)の基本的な情報とした場合に、財務諸表に由来する情報や、財務諸表をより有用にする情報
- ✓ これらの整理については、国際統合報告フレームワークにも似た表現での記載が見受けられる。

(参考)国際統合報告フレームワーク(下線部は事務局が加筆)

3.17 統合報告書は、組織の短、中、長期の価値創造能力に実質的な影響を与える事象に関する情報を開示する。

3.18 統合報告書の作成と表示を目的として重要性を決定するプロセスは、次のとおりである。

- ・ セクション 2B で議論した価値創造能力に影響を与える可能性を踏まえ、関連性のある事象を特定する。(3.21-3.23 項参照)
- ・ 関連性のある事象の重要度(importance)を、価値創造に与える既知の又は潜在的な影響という観点から評価する。(3.24-3.27 項参照)
- ・ 相対的な重要度に基づいて事象を優先付けする。(3.28 項参照)
- ・ 重要性のある事象に関して開示情報を決定する。(3.29 項参照)

3.21 関連性のある事象とは、組織の価値創造能力に影響を与える、又は影響を与える可能性のある事象である。これは、組織の戦略、ガバナンス、実績又は見通しに与える影響について検討することによって決定される。

3.30 重要性決定プロセスのカギとなるのは、報告境界の概念である。

～以下、省略。～

3.31 報告境界の中心となるのは財務報告事業体である。その理由は次のとおりである。

- ・ 財務資本の提供者の投資対象は財務報告事業体であり、それゆえ、当該事業体の情報を必要とするため。
- ・ 財務報告事業体を用いることによって、財務諸表情報を、統合報告書内の他の情報を関連付ける際の基礎又は参照ポイントとすることができるため。

✓ なお、法人訪問及びアンケートの結果、重要性に関連して、情報の重複感や作業負担、作業スケジュールについての意見があった。

9. 作成の目安となる考え方（各論② ストーリー性、プラットフォーム）

- ✓ これまでの検討を踏まえると、事業報告書における「ストーリー性」とは、「重要性」とも関連する考え方であって、独立行政法人が、国民その他の利害関係者に対し、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、どのように法人の政策実施機能を発揮したのか（また発揮するのか）に関して利用者が理解できるように取りまとめることではないか。
- ✓ 事業報告書における「プラットフォーム」とは、関連する情報の窓口となるものであり、例えば、事業報告書で提供される法人の業績情報と、業務実績等報告書における業績情報とが関連することから、事業報告書に記載された業績情報の詳細については業務実績等報告書を参照すべき旨の「レファレンス」を記載することが考えられるのではないかと。
- ✓ ただし、「プラットフォーム」といった場合でも、単に関連する情報の「要約」にとどまるものではないことから、事業報告書の役割に資するものであることを強調しておくべきではないかと。
- ✓ これらの整理については、国際統合報告フレームワークにも似た表現での記載が見受けられる。

（参考）国際統合報告フレームワーク（下線部は事務局が加筆）

1.10 フレームワークは、特定の主要業績指標(KPI)や測定方法、個々の課題の開示を規定するものではない。したがって、統合報告書の作成と表示に責任を負う者は、組織特有の状況を考慮した上で、次の内容を決定するための判断を下す必要がある。

- ・ 重要性のある事象は何か。
- ・ どのように開示するか。一般に受け入れられた測定方法及び開示方法を適切な形で適用することを含む。統合報告書内の情報が、組織によって公表された他の情報に類似している、若しく

は当該情報に基づくものである場合には、統合報告書の情報を当該他の情報と同一の基準により作成する、又は容易に調整可能な形で作成する。

1.13 統合報告書は、他のコミュニケーション（例えば、財務諸表、サステナビリティ報告書、アナリストコール、又はウェブサイト）の要約にとどまらないものとして、意図されている。むしろ、統合報告書は、組織がどのように長期にわたり価値を創造するかを伝達するために、情報の結合性を明確にするものである。

1.16 統合報告書は、統合報告書として指定されたコミュニケーションとは別に開示される、より詳細な情報への「エントリー・ポイント（導入部）」を提供することができる。当該詳細情報へのリンクが設けられる場合もある。リンクの形式は統合報告書の形式による（紙形式の報告書の例では、他の情報が付録として添付される形でも、ウェブサイトにおける報告書では、他の情報にハイパーリンクさせる形でもよい。）。

✓ なお、法人訪問及びアンケートの結果、ストーリー性に関連して、以下のような意見・質問があった。

- ・ 提供する情報が膨大になる懸念
- ・ 情報の重複感
- ・ 作業負担の増加

✓ また、プラットフォームについて、後述の「12. 事業報告書とその他報告書等との関係イメージ」も踏まえて、以下のような意見・質問があった。

- ・ レファレンスによる記載内容の整合性
- ・ 環境報告書等の作成時期との違いに留意した情報提供
- ・ 監事又は会計監査人の監査対象との関係
- ・ その他報告書等の作成部署とのコミュニケーションの複雑化
- ・ 作業負担の増加

10. 事業報告書で提供される情報

- ✓ 「基本的な指針」では、財務報告で提供すべき情報を9項目に分類しており、その項目ごとにどのような情報が提供されるか示しているものの、項目ごとの具体的な内容までは特定していない。
- ✓ これは、自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくという独立行政法人の特性を踏まえれば、項目ごとの具体的な内容までは特定せず、独立行政法人の判断に委ねるべきと考えたことによる。
- ✓ よって、事業報告書で提供される情報については、細則主義的に具体的な内容を定めるのではなく、原則主義的にどのような情報を提供すべきかを示すに留め、ただし独立行政法人がどのような情報を提供すべきか判断の助けとなる情報を例示的に示すと整理することで、「基本的な指針」の考え方と整合するのではないか。

- ✓ また、「基本的な指針」の整理に照らせば、事業報告書で提供される情報の具体的な内容については、独立行政法人の実態を踏まえて提供すべき情報、または共通して提供すべき情報という観点を踏まえて分類するのが良いのではないか。（後述の「13. 今回の成果物」に関連）
- ✓ この場合、事業報告書で提供される情報が9項目に分類されることや、共通して提供すべき情報が定められるという観点から、独立行政法人ごとに提供される情報について「比較可能性」が担保されるのではないか。

（参考）「基本的な指針」（下線部は事務局が加筆）

財務報告で提供される情報

2.8

本指針では、財務報告利用者及び財務報告の目的を踏まえ、財務報告で提供すべき情報を以下の項目として整理した。

- ・ 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報

- ✓ 法人の長の理念等
- ✓ 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- ✓ 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

- ・ 業績の適正な評価に資する情報

- ✓ 業績の適正な評価の前提情報
- ✓ 業務の成果と使用した資源との対比
- ✓ 予算と決算との対比

- ・ 財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報

- ✓ 財務諸表
- ✓ 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報
- ✓ 内部統制の整備・運用に関する情報

BC2.22

本章では、独立行政法人の財務報告で提供される情報について、「公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報」、「業績の適正な評価に資する情報」、「財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報」ごとに、独立行政法人が提供すべき主な項目を示すこととした。

ただし、自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくという独立行政法人の特性を踏まえれば、項目ごとの具体的な内容までは特定せず、独立行政法人の判断に委ねるべきと考えた。

以上を踏まえ、本章では、財務報告で提供すべき項目ごとの具体的な内容までは特定しないもの

の、独立行政法人がどのような情報を提供すべきか判断の助けとなる情報を示すことが、財務報告利用者にとって有用と考えた。

このため、財務報告で提供される情報について、独立行政法人の実態を踏まえて提供すべきもの、または共通して提供すべきものという観点を含め、具体的な内容を示すこととした。

なお、財務報告で提供される情報は、独立行政法人が実施する事務・事業の内容や、法人を取り巻く環境の変化等も踏まえて定めるべきものであり、ここに示した項目及びその内容のみが有用なものとは限定していない。

- ✓ これらの整理については、国際統合報告フレームワークにも似た表現での記載が見受けられる。

(参考) 国際統合フレームワーク(下線部は事務局が加筆)

1.9 フレームワークは、原則主義に基づく。原則主義アプローチは、組織それぞれの状況に大きな違いがあることを認めつつ、情報ニーズを満たす上で十分な比較可能性を確保するよう、柔軟性と規範性との間で適切なバランスを取ることを目的とするものである。

4.1 統合報告書は次に示す 8 つの内容要素を含むとともに、各内容要素について、それぞれ後述する各問いに対する答えを提供する。

A 組織概要と外部環境

B ガバナンス

C ビジネスモデル

D リスクと機会

E 戦略と資源配分

F 実績

G 見通し

H 作成と表示の基礎

また、これに当たっては次を考慮する。

I 一般報告ガイダンス

4.2 これらの内容要素は本来的に相互排他的なものではなく、相互に関連している。上記の内容要素の順序は画一的なものではない。内容要素は、統合報告書の単一の標準的構造を表すものではなく、内容要素に示される情報を順序どおりに、また、単独の独立したセクションとして表示することを意図するものでもない。むしろ、統合報告書内の情報は、内容要素間の結合を明らかにする方法で表示される。(セクション 3B 参照)

- ✓ 法人訪問及びアンケートの結果、事業報告書で提供される情報について、法人の実態を踏まえた情報を提供すべきとの意見が多数見受けられた。(後述の「14. 今後の検討課題」に関連)

- ✓ なお、第11回共同ワーキング・チームでは、事業報告書で提供される情報について、以下のような切り口で「想定される情報」を検討したところである。

- ・ 一般目的財務報告の範囲内の情報（財務諸表以外の情報）
- ・ 一般目的財務報告の範囲外の情報
- ・ 法人及び利用者にとっての活用方策
- ・ 事業報告書における表示の在り方
- ・ 将来情報（非財務情報）

1 1. 事業報告書の表示の在り方

- ✓ 作成の目安となる考え方など、これまでの検討を踏まえると、事業報告書の表示の在り方として以下の整理が考えられるのではないか。

- ・ 利用者のニーズに沿う情報を表示すること
- ・ 重要な情報に焦点をあてた情報を表示すること（重要性）
- ・ 情報間の繋がりを意識して表示すること（ストーリー性）
- ・ 事業報告書とその他報告書等との繋がりを表示すること（プラットフォーム）
- ・ 簡潔・明瞭に表示すること
- ・ 信頼できる情報を表示すること（忠実な表示など）
- ・ 比較可能な情報を表示すること
- ・ 利用者の便益と情報の作成コストとを踏まえて表示すること

例：

- 事業報告書の役割を踏まえ、不要な重複情報は削除すること
- 事業報告書と環境報告書の作成タイミングを踏まえ、事業年度終了後3ヶ月以内に提供可能な情報を表示すること
- 事業報告書ではカラー表示を求めず、白黒表示のみでも可とすること

- ・ 利用・加工しやすい情報を表示すること

- ✓ その他、これまでの議論を踏まえると、以下の整理も考えられるのではないか。

- ・ 概要情報を表示すること
- ・ 全体像をコンパクトに表示すること
- ・ ハイライト情報を表示すること
- ・ グラフ、図表、見出しを利用して表示すること など

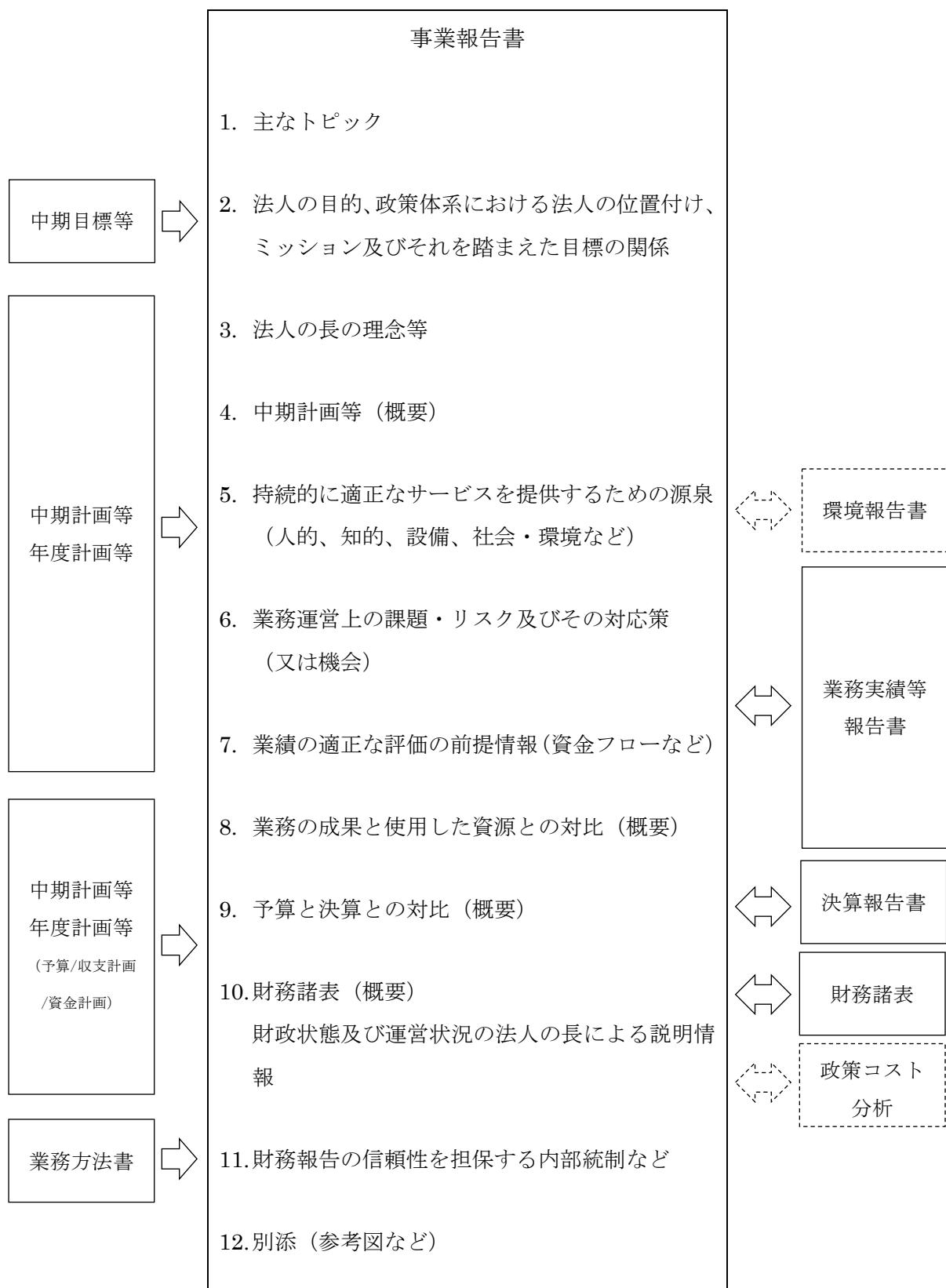
- ✓ 法人訪問及びアンケートの結果については、「作成の目安となる考え方」を参照。

12. 事業報告書とその他報告書等との関係イメージ

目標・計画等

事業報告書（概要、重要、プラットフォームなど）

関連する報告書等（詳細など）



- ※ このイメージでは、法令等により作成が求められる報告書等を記載している（任意作成されている報告書等は記載していない。また、法令等で求められる報告書はこれのみに限定されない）
- ※ したがって、既存情報を活用することが相当程度可能と考えられる
- ※ 点線で表示した報告書等は、該当する法人のみ作成対象（例：「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」における特定事業者、財政投融資を活用している事業）
- ※ 矢印は、事業報告書の記載項目 No.と特に関連するものとして使用している（その他記載項目 No.にも関連することがある）
- ※ 事業報告書の記載項目 No.に関連する全ての情報が既に法人内で作成されているとまでは考えていない（例：No.6のリスク情報）

1 3. 今回の成果物

- ✓ これまでの検討を踏まえると、今回の成果物は、以下のような事業報告書の作成に資するものと考えられるのではないかと。
 - ・ 独立行政法人に、共通して提供すべき情報が説明されること
 - ・ 独立行政法人ごとに、実態を踏まえて提供される情報が説明されること
 - ・ 独立行政法人の事業、財源構造、規模等を踏まえた情報が説明されること
-
- ✓ また、「独立行政法人整理合理化計画」において、総務省が「標準的な様式を定める」と記載され、これに基づき、総務省が「事業報告書の記載事項」（平成 27 年 3 月 24 日事務連絡）において、独立行政法人が事業報告書に最低限記載すべき事項を定めて、公表したことを踏まえた整理が必要となる。
- ✓ 具体的には、「事業報告書の記載事項」は今回の成果物を踏まえて見直すものの、引き続き「標準的な様式を定める」とともに、独立行政法人が事業報告書に最低限記載すべき事項を定めるものとし、今回の成果物については、独立行政法人が事業報告書を作成するに当たってのガイドラインとしての位置付けと整理できるのではないかと。
- ✓ これまでの検討を踏まえると、以下のように成果物がイメージできるのではないかと。

事業報告書ガイドライン（案）

1. 序章：設定の趣旨と経緯、性格と取扱い
2. 第 1 章：事業報告書の特徴
3. 第 2 章：事業報告書の利用者及び役割
4. 第 3 章：作成の目安となる考え方
5. 第 4 章：事業報告書で提供される情報
6. 第 5 章：事業報告書の表示の在り方
7. 付録：イメージ図、構成員紹介 など

1 4. 今後の検討課題

- ✓ 事業報告書で提供される情報の検討
 - ・ 標準的な様式
 - ・ 法人訪問及びアンケートの結果
 - ・ 提供される情報の例示
 - ・ 例示の分類

- ✓ 事業報告書における「ストーリー性」の検討
 - ・ セグメント情報
 - ・ 区分経理
 - ・ 連結財務諸表

- ✓ 今回の成果物の検討
 - ・ 骨子案（又は文案）
 - ・ 各府省意見照会
 - ・ パブリック・コメント（成果物の姿を踏まえて必要な場合） など

以上